

## 徳島県離島振興計画（案）の概要

### 1 計画策定の趣旨

離島振興法の一部を改正する法律が平成 24 年 6 月に成立したことから、法第 4 条の規定により、徳島県が、離島振興基本方針に基づき、「離島を有する阿南市及び牟岐町が地域の意見を反映して作成した離島振興計画案」をもとに、広域的視点から離島地域の振興を図るために講じようとする施策の方向及び内容を定める。

### 2 計画期間 平成 25 年度～平成 34 年度

### 3 対象地域 阿南市の伊島及び牟岐町の出羽島

### 4 事業の実施 国、地方公共団体、住民等により離島振興計画に基づく事業を実施

### 5 離島振興計画の構成

#### (1) 基本的な考え方

主要産業である水産業の振興、美しい景観の保全、地域間交流による活性化、高齢者等の保健福祉の向上、地震災害などへの防災対策等に取り組むこととし、

- ・安全で安心して快適に暮らせる島づくり
- ・地域資源を活用した豊かな島づくり
- ・多様な主体による元気な島づくり

の 3 つの視点から振興施策を推進する。

## (2) 伊島地域振興計画及び出羽島地域振興計画

それぞれの地域について、次の項目に関する施策の方向及び内容を定める。

- (1) 離島の振興の基本方針に関する事項
- (2) 交通及び通信施設の整備、往来及び流通に要する費用に関する事項
- (3) 産業の振興等に関する事項
- (4) 就業の促進に関する事項
- (5) 生活環境の整備に関する事項
- (6) 医療の確保等に関する事項
- (7) 介護サービスの確保等に関する事項
- (8) 高齢者の福祉その他の福祉の増進に関する事項
- (9) 教育及び文化の振興に関する事項
- (10) 観光の開発に関する事項
- (11) 地域間交流の促進に関する事項
- (12) 自然環境の保全及び再生に関する事項
- (13) エネルギー対策に関する事項
- (14) 防災対策・国土保全施設等の整備に関する事項
- (15) 人材の確保及び育成に関する事項

## 6 今後の日程

- |           |              |
|-----------|--------------|
| 2月中旬～3月中旬 | パブリックコメントの実施 |
| 4月上旬      | 徳島県離島振興計画策定  |